

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

(平成一六年四月一四日法律第三一号)

一、提案理由(平成一六年三月一六日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等を契機として、平成十四年十二月に船舶及び港湾施設の保安の確保を目的とした千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が採択され、本年七月一日から発効することとなっております。

これを受けて、我が国においても、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置並びに国際航海船舶の入港に係る規制に関する措置等を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際航海船舶の保安を確保するため、国際航海船舶の所有者は、保安規程の作成及び実施、船舶警報通報装置の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認及び船舶の検査を受け、船舶保安証書の交付を受けなければならないこととしております。

第二に、国際港湾施設の保安を確保するため、国際埠頭施設等の管理者等は、保安規程の作成及び実施、保安設備の設置並びに保安管理者の選任等の措置を講じ、国土交通大臣による保安規程の承認を受けなければならないこととしております。

第三に、海上保安庁長官は、本邦の港に入港しようとする国際航海船舶等の船長に、船舶保安情報を通報させ、必要に応じて当該船舶に対して立入検査等を行い、その結果等から判断して、当該船舶に起因して国際港湾施設等に危険が生じるおそれがあり、かつ、他に適当な手段がないときは、入港の禁止等の措置を講じることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一六年三月一八日)

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案について申し上げます。

本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約、いわゆるS O L A S条約附属書の改正に伴い、国際航海船舶及び国際港湾施設のテロ等からの保安の

確保のため、保安規程の作成及びその実施、保安管理者の選任など、国際航海船舶の所有者及び重要国際埠頭施設の管理者等が講ずべき措置を定めるとともに、その措置が的確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦への入港に係る規制措置等を定めようとするものであります。

本案は、去る三月十五日本委員会に付託され、十六日石原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十七日に質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年四月七日）

輿石東君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十三年九月にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等を契機として、平成十四年十二月に改正されました千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の附属書が本年七月一日から発効することを受け、締約国である我が国においても、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安確保に必要な措置並びに国際航海船舶の入港規制に関する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、テロ対策への国の取組、本法施行による外国船舶監督官及び海上保安官の増員及び装備充実の必要性、港湾における物流効率化と保安対策の両立、港湾におけるコンテナ等貨物の保安対策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。